

論点表（案）

1 危険運転致死傷罪の構成要件の見直し

(1) 自動車運転死傷処罰法第2条関係

- 既存の類型に係る構成要件の見直し

【見直しを検討する構成要件】

- ・ 「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態」（同条第1号）
- ・ 「その進行を制御することが困難な高速度」（同条第2号）
- ・ 「赤色信号又はこれに相当する信号を殊更に無視し」（同条第7号）

- 新たな類型の追加

【対象とすることを検討する類型の例】

- ・ スマートフォン等を使用又は注視しながらの運転行為

(2) 自動車運転死傷処罰法第3条関係

- 同条第2項の「病気」として政令で定めるものの追加

2 過失運転致死傷罪よりも重く危険運転致死傷罪よりも軽い処罰規定の新設

- 過失運転致死傷罪よりも重く危険運転致死傷罪よりも軽い罪の新設
- 自動車運転死傷処罰法第6条（無免許運転による加重）における加重事由の追加

【対象とすることを検討する行為の例】

- ・ 一定程度以上にアルコールを身体に保有した状態での運転行為
- ・ 一定程度以上の高速度での運転行為

3 法定刑の見直し

- 過失運転致死傷罪の法定刑の引上げ
- 危険運転致死傷罪の法定刑の引上げ

4 その他